

**「平成 29 年から始まるセルフメディケーション税制」**

確定申告で医療費控除を受けようと思って医療費の領収書を 1 年間集めてみたものの、集計してみたら所得控除額が 0 円であまりし、というご経験はございませんか？

平成 29 年分の確定申告（平成 30 年 3 月 15 日期限）からは、医療費控除の特例として、一定のスイッチ OTC 医薬品の購入額がある場合に、セルフメディケーション税制による所得控除が受けられるようになります。

**1. セルフメディケーション税制の概要**

この制度は、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進して、医療費の適正化を図るために設けられました。

適用を受けるには、個人が 特定健康診査 予防接種（医師の関与があるもの） 定期健康診断 健康診査 がん検診のいずれかを受けていることが要件とされています。

なお、所得控除は、上記の取組を行う個人が スイッチ OTC 医薬品を購入したときに受けられるという点が特徴です。

**2. スイッチ OTC 医薬品とは？**

OTC とは「Over The Counter」の略で、薬局のカウンター越しにアドバイスを受けて販売されるもの、という意味です。これまでは医師の処方箋がないと入手できなかった医療用医薬品の中から、副作用の少なさや使用実績をもとに、薬局で購入できる要指導医薬品及び一般用医薬品にスイッチされた医薬品のことを「スイッチ OTC 医薬品」といいます。具体的には、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などが対象になっています。但し、この薬効の医薬品の全てが控除の対象となるわけではありませので、購入時に医薬品のパッケージに付いている識別マーク等を確認しましょう。

**3. 所得控除額**

所得控除額は、1 年間に購入した一定のスイッチ OTC 医薬品の購入対価の額（生計を一にする

配偶者その他の親族の分も含みます）の合計額が 12,000 円を超えた部分の金額（最高 88,000 円まで）となっています。

例えば、上記購入対価の額の合計額が 60,000 円の場合、 $60,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円} = 48,000 \text{ 円}$ の所得控除が受けられます。

**4. 上記控除を受ける際の留意点****(1) 従来の医療費控除との併用は不可**

この制度は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用になります。入院や出産などで高額な医療費を支払ったときは、従来の医療費控除を受けたほうが有利になることが想定されます。

**(2) 領収書の日付を確認しましょう**

この制度は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日の間に支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入が対象となっています。

**(3) 領収書に対象医薬品である旨が**

明記されているか確認しましょう

確定申告時に必要な領収書は、対象医薬品である旨が明記されていることが要件になっています。もし、明記されていなかったときは、購入した薬局等で領収書を再発行してもらう必要があります。

**(4) 特定健康診査等の取組を行った**

ことを明らかにする書類も必要

確定申告の際には、上記の領収書とともに特定健康診査等の取組を行ったことを明らかにする書類も添付等する必要がありますので、紛失等をおこなないようにしましょう。

この制度は、適用開始が目前に迫っており、厚生労働省のホームページで Q & A などが随時更新されている状況にあります。今後発表される情報もご確認されることをおすすめします。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券

## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券